

平成27年度 茨城県病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度茨城県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成27年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「421人」を「400人」に、「154,086人」を「146,400人」に、「1,088人」を「996人」に、「264,384人」を「242,028人」に、同条第2項第2号中「243人」を「231人」に、「88,938人」を「84,546人」に、「290人」を「285人」に、「70,470人」を「69,255人」に、同条第3項第2号中「106人」を「97人」に、「38,796人」を「35,502人」に、「163人」を「166人」に、「39,609人」を「40,338人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 本庁事業収益	193,487千円	△ 17,830千円	175,657千円
第1項 医業外収益	193,487千円	△ 17,830千円	175,657千円
第2款 中央病院事業収益	17,348,407千円	△ 344,549千円	17,003,858千円
第1項 医業収益	14,384,828千円	△ 388,120千円	13,996,708千円
第2項 医業外収益	2,953,579千円	43,571千円	2,997,150千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,111,195千円	△ 238,617千円	3,872,578千円
第1項 医業収益	3,087,332千円	△ 174,639千円	2,912,693千円
第2項 医業外収益	1,014,863千円	△ 54,996千円	959,867千円
第3項 特別利益	9,000千円	△ 8,982千円	18千円
第4款 こども病院事業収益	5,381,584千円	△ 199,467千円	5,182,117千円
第1項 医業収益	4,136,821千円	△ 192,537千円	3,944,284千円
第2項 医業外収益	1,243,763千円	△ 5,948千円	1,237,815千円
第3項 特別利益	1,000千円	△ 982千円	18千円
	支 出		
第1款 本庁事業費用	193,487千円	△ 13,238千円	180,249千円
第1項 医業費用	190,486千円	△ 13,230千円	177,256千円
第2項 医業外費用	10千円	△ 8千円	2千円
第2款 中央病院事業費用	17,601,593千円	△ 437,516千円	17,164,077千円
第1項 医業費用	17,307,800千円	△ 405,325千円	16,902,475千円
第2項 医業外費用	263,793千円	△ 24,487千円	239,306千円
第3項 特別損失	20,000千円	△ 7,704千円	12,296千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,089,292千円	△ 199,348千円	3,889,944千円
第1項 医業費用	3,988,458千円	△ 193,060千円	3,795,398千円
第2項 医業外費用	66,467千円	△ 1,294千円	65,173千円

第3項 特別損失	33,367千円	△	4,994千円	28,373千円
第4款 こども病院事業費用	5,373,650千円	△	136,989千円	5,236,661千円
第1項 医業費用	5,288,405千円	△	133,839千円	5,154,566千円
第2項 医業外費用	83,245千円	△	3,150千円	80,095千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,278,529千円」を「1,114,588千円」に、「721,742千円」を「748,719千円」に、「556,787千円」を「365,869千円」に改める。

(科目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	1,902,690千円	△	63,300千円	1,839,390千円
第1項 企業債	1,321,900千円	△	63,300千円	1,258,600千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	289,931千円	△	28,832千円	261,099千円
第1項 企業債	58,100千円	△	400千円	57,700千円
第2項 負担金	222,884千円	△	27,235千円	195,649千円
第3項 国庫補助金	8,947千円	△	1,197千円	7,750千円
第3款 こども病院資本的収入	509,628千円	△	30,168千円	479,460千円
第1項 企業債	373,900千円	△	44,100千円	329,800千円
第3項 国庫補助金	2,052千円		13,932千円	15,984千円
	支	出		
第1款 中央病院資本的支出	2,548,108千円	△	127,771千円	2,420,337千円
第1項 建設改良費	1,586,993千円	△	127,771千円	1,459,222千円
第2款 こころの医療センター 資本的支出	491,692千円	△	31,186千円	460,506千円
第1項 建設改良費	210,374千円	△	31,186千円	179,188千円
第3款 こども病院資本的支出	940,978千円	△	127,284千円	813,694千円
第1項 建設改良費	579,035千円	△	127,284千円	451,751千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「1,321,900千円」を「1,258,600千円」に、「58,100千円」を「57,700千円」に、「373,900千円」を「329,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「11,605,017千円」を「11,362,177千円」に、「610千円」を「310千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「2,413,482千円」を「2,552,031千円」に、「35,474千円」を「23,313千円」に、「67,553千円」を「37,042千円」に、「2,516,509千円」を「2,612,386千円」に、同条第2項中「207,487千円」を「174,264千円」に、「27,518千円」を「26,446千円」に、「1,230千円」を「958千円」に、「236,235千円」を「201,668千円」に改める。